資料5

**『ペットの会』の設立**

① 目的

避難所において、ペットとの同行避難によるトラブル防止と、人とペットが健康で安全に共同生活が送ることができるよう、適正な飼養管理を行うことを目的とする。

② 設立

ペットの飼い主（以下「飼い主という」。）全員で「ペットの会」を設立する。また、飼い主のうちから「ペットの会」の代表者（以下「代表者という」。）を選出する。

③ 飼い主の責務

1） 飼い主は、避難所において円滑な共同生活が送れるようペットを適正に飼養管理し、

「避難所生活の心得」【資料４】を遵守するとともに、ペットの飼養に関して飼い主相互で協力し合い、代表者の指示に従うこと。

2）動物と一緒に生活することを好まない人等の立場に立ち、アレルギーなどの健康被

 害の出ないよう、また精神的な苦痛を与えないように配慮すること。

3）飼い主は、避難受付時に「避難者カード」【資料１7】を入手しペットの情報も記載す

ること。

4）飼い主はペットに関する飼養ルールを厳守すること。

④ 代表者の役割

代表者は、ペットの適正な飼養を推進し、避難所における円滑な運営を図るため以下

の役割を担う。

1）「避難者カード」が地域災害対策本部から戻り次第、「『ペットの会』飼い主名簿」【資料

20－①】を作成すること。

2）ペットに関する飼養ルールを作成すること。

3）「動物避難所(避難所に併設された動物専用の区画のこと)」及びペット専用のトイレ

などを確保すること。

4）ペットの飼養に関し、必要な物資及び要望等は「ペット飼養状況報告書兼要望書」【資

料20－②】により地域災害対策本部経由で市災害対策本部に報告・要請すること。

5) 救援物資等が届いた場合は適正な配分を指示すること。

⑤ 活動

1）飼養ルール等により、動物避難所でのペットの適切な管理に努めること。

2）動物避難所内及び周辺におけるペットにかかる衛生管理に努めること。

3）ペットを飼養していない人に対して、避難所においてペットと共に生活することに

ついての理解を深めること。

4）一時的に収容された飼い主不明な動物の世話を協力して行うこと。